

門真市立テニスコート  
門真市立青少年運動広場

指定管理者募集要項

令和6年7月

門真市

## 【 目 次 】

|    |                     |      |
|----|---------------------|------|
| 1  | 趣旨                  | P 2  |
| 2  | 体育施設の概要             | P 2  |
| 3  | 指定管理者が行う管理の基準及び業務範囲 | P 3  |
| 4  | 体育施設の利用料金に関する事項     | P 4  |
| 5  | 指定期間                | P 4  |
| 6  | 応募資格                | P 4  |
| 7  | 応募の方法及び受付期間         | P 6  |
| 8  | 選定の基準               | P 9  |
| 9  | 指定管理者の責務            | P 12 |
| 10 | 選定から引き継ぎまで          | P 13 |
| 11 | 経費負担について            | P 14 |
| 12 | その他留意事項             | P 15 |

# 門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場

## 指定管理者募集要項

### 1 趣旨

門真市（以下「市」という。）では、地方自治法第244条の2第3項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）に基づき、門真市立テニスコート及び門真市立青少年運動広場（以下「体育施設」という。）について、多様化する市民スポーツ需要に的確に応え、より質の高い行政サービスの提供と効率的な管理運営を行うため、体育施設を一括で管理運営できる指定管理者を募集します。

### 2 体育施設の概要

#### (1) 体育施設の名称及び概要

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 名 称     | 門真市立テニスコート              |
| 所 在 地   | 門真市三ツ島3丁目12-6           |
| 所 管 課   | 門真市市民文化部生涯学習課スポーツ振興グループ |
| 開設年月日   | 平成10年10月1日              |
| 敷地面積    | 5,438.14㎡               |
| コ ー ト   | 全天候型 5面（砂入り人工芝）         |
| 付 帯 設 備 | 夜間照明 21基、ベンチ 14ヶ所       |

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 名 称     | 門真市立青少年運動広場               |
| 所 在 地   | 門真市三ツ島3丁目12-6             |
| 所 管 課   | 門真市市民文化部生涯学習課スポーツ振興グループ   |
| 開設年月日   | 平成10年10月1日                |
| 敷地面積    | 7,548㎡                    |
| 付 帯 設 備 | バックネット 1基 ベンチ 2ヶ所 夜間照明 6基 |



## (2) 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務は次のとおりです。なお、その詳細については、別添の「仕様書」を参照してください。

- ① 指定管理施設の利用許可、その取消し及びその他利用に関する業務
- ② 指定管理施設が存する敷地、施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- ④ 上記に掲げるもののほか、市が特に必要と認める業務

## (3) 指定管理者ができない業務

施設の用途または設置目的以外に指定管理施設を使用させることはできません。「行政財産の目的外使用」に該当する場合には、市の許可を得る必要があります。

許可を受けた指定管理者は、別途、目的外使用に係る使用料を市に納める必要があります。

## 4 体育施設の利用料金に関する事項

### (1) 利用料金の取り扱い

指定管理者は、利用料金を指定管理者の収入として収受することができます。

### (2) 利用料金の額

利用料金の額は、条例及び規則に定める額を上限として指定管理者が市の承認を得て決定します。また、指定管理者が定める利用料金には消費税が含まれます。

### (3) 利用料金の減免措置

利用料金の減免措置は、規則の規定に基づき行うことができます。

## 5 指定期間

指定期間は 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

## 6 応募資格

### (1) 応募することができる団体の資格

指定管理業務を行う人的・物的管理能力を有する民間事業者及びNPO等とします。

### (2) 応募不適格団体

次のいずれかに該当する場合や、該当する者を構成員とする場合は、応募でき

ません。

- ① 代表者、役員または使用人が刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）または第198条（贈賄）に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検、または逮捕を経ないで公訴を提起されてから1年を経過しない者
- ② 団体やその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（私的独占又は不当な取引制限の禁止）または第8条第1項第1号（禁止行為）の規定に違反するとして、公正取引委員会や関係機関に認定された日から1年を経過しない者
- ③ 市から建設工事等にかかる入札参加停止を受けている者
- ④ 労働者災害補償保険に加入していない者
- ⑤ 会社更生法、民事再生法などに基づく更正または再生手続を行っている者。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど経営状態が著しく不健全な者
- ⑥ 当該施設の管理運営に必要な許認可等について監督官庁から取消しまたは停止を受けた団体については、取消し日から1年以上、停止期間満了日から6カ月以上経過していない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団や、それらの利益となる活動を行う者
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市または他の地方公共団体から指定を取り消し又は停止された団体については、その取り消し日又は停止期間満了日から1年を経過しない者。ただし、指定期間中の施設の廃止など、不可抗力による場合を除く。
- ⑨ 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、固定資産税、都道府県民税、市町村民税の滞納がある者
- ⑩ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（一般競争入札に参加できない団体）

### (3) 欠格事項

応募団体が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。なお、複数団体が共同で応募する場合は、構成団体のいずれかが次の要件に該当する場合も選定審査の対象から除外します。

- ① 複数の提案書類を提出した場合
- ② 応募者と応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合または門真市立テニスコート・門真市立青少年運動広場指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）委員に個別に接触した場合
- ③ 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 応募書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ 応募書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

- ⑥ その他不正な行為があった場合

## 7 応募の方法及び受付期間

### (1) 募集要項等の配布から申請書類の受付までの日程

#### ① 募集要項等の配布

- ア 配布期間：令和6年7月25日(木)から令和6年8月7日(水)まで  
イ 配布時間：平日の午前9時から午後5時30分まで  
ウ 配布場所：門真市市民文化部生涯学習課スポーツ振興グループ  
※市ホームページからもダウンロードできます  
(<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>)

#### ② 現地説明会・見学会

- ア 開催日時：令和6年8月19日(月)午後2時から午後3時まで  
イ 集合時間：午後1時45分  
ウ 集合場所：管理棟前  
エ 申込方法：参加を希望する場合は、現地説明会・見学会参加申込書(様式B)に必要事項を記入し、令和6年8月8日(木)から令和6年8月14日(水)までの午前9時から午後5時30分までに、後記(6)記載の提出先に持参、郵送またはE-mailにて申し込んでください。(郵送の場合月14日必着とします。)  
※郵便事故は応募者の責任とします。  
オ 留意事項：応募登録の申し込みには現地説明会・見学会への出席が必要です。  
なお、現地説明会・見学会への参加人数は各団体2人以内とします。

#### ③ 応募登録

- ア 申込方法：指定管理者に応募する場合は、応募登録申込書(様式C)に必要事項を記入し、後記(6)記載の提出先まで持参または郵送してください。(郵送の場合8月28日必着とします。)  
※郵便事故は応募者の責任とします。  
イ 受付期間：令和6年8月20日(火)から令和6年8月28日(水)まで  
ウ 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで  
エ 留意事項：現地説明会・見学会に出席した団体に限り応募登録を受け付けます。

#### ④ 応募に関する質問

- ア 申込方法：質問票(様式D)に質問内容を簡潔に記入し、受付期間内に後記(6)記載の提出先に持参または郵送してください。(郵送の場合8月28日必着とします。)  
※郵便事故は応募者の責任とします。  
イ 受付期間：令和6年8月20日(火)から令和6年8月28日(水)まで  
ウ 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

- エ 回答日：令和6年9月6日（金）
- オ 回答方法：市のホームページにて掲載します。※団体名は公表しません。  
(<http://www.city.kadoma.osaka.jp/>)
- カ 留意事項：回答内容は募集要項等の追加又は修正とみなします。  
受付時間外の提出、口頭、電話、FAX、E-mailなどによる質問については回答しません。  
応募登録の申し込みをした団体に限り質問を受け付けます。

⑤ 応募書類の受付

- ア 受付期間：令和6年9月9日(月)から令和6年9月20日(金)まで
- イ 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法：応募書類を後記(6)記載の提出先に持参してください。  
併せて応募書類の電子データ（PDF等）をCD-R等の記憶媒体にて提出してください。  
申請を受理した場合は申請受理書を交付します。
- エ 留意事項：応募登録の申し込みをした団体に限り申請書類を受け付けます。

⑥ 問合せ先・応募書類提出先

門真市市民文化部生涯学習課スポーツ振興グループ  
住所 〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号  
電話 06-6902-7195 Fax 06-6902-4935  
E-mail:kys03@city.kadoma.osaka.jp

⑦ 指定管理者募集スケジュール

| 内 容        | 期 間               |
|------------|-------------------|
| 募集要項等の配布   | 7月25日（木）～8月7日（水）  |
| 説明会参加申込の受付 | 8月8日（木）～8月14日（水）  |
| 説明会        | 8月19日（月）          |
| 応募登録       | 8月20日（火）～8月28日（水） |
| 応募に関する質問   | 8月20日（火）～8月28日（水） |
| 質問の回答      | 9月6日（金）           |
| 応募書類の受付    | 9月9日（月）～9月20日（金）  |

(2) 応募書類

応募にあたっては、申請書及び添付書類を紙面により、正本1部、副本10部提出してください。

なお、書類にはページ数を付けインデックスで各項目を表示してください。

① 応募書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- イ 法人等の概要を示す書類
- i 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

- ii 定款又は寄附行為
- iii 印鑑証明書
- iv 団体の代表者並びに役員等の氏名・履歴を記載した書類
- ウ 納税証明書（直近3カ年分）
  - i 法人税並びに消費税及び地方消費税（その1・その3の3・その4）
  - ii 固定資産税、都道府県民税及び市町村民税（未納がないことを証するもの）
- エ 施設事業計画書（様式第2号）
- オ 施設事業計画書概要（様式A）
- カ 管理業務収支計画書（様式第3号）

総括表及び令和7年度から令和11年度までの年度ごとのものを提出してください。

※ 収支計画を作成するにあたり、利用料金が令和7年度より現在の1.5倍となりますので、注意してください。

- キ 申請団体の経営状況を説明する書類
  - i 過去2事業年度分の損益計算書又はこれに類する書類
  - ii 過去2事業年度分の貸借対照表及び財産目録またはこれらに類する書類
  - iii 前事業年度の欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書（別表七（一））
  - iv 過去2事業年度分の事業報告書

※ 団体設立後3年未満の場合にあってはこの限りではありません。

- ク 就業規則及び給与規程等の写し
  - i 労働局の受理印のある就業規則の写し及び業務従事予定者の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写し。ただし、労働局に提出義務のない場合などは別紙可。
  - ii 労働保険年度更新申告書の写し（令和6年度申告分）
  - iii 雇入通知書または労働条件通知書の写し（最新のもの）
  - iv 社員、パートのタイムカードの写し、給与明細の写し（各1名分・令和6年4月から6月まで）

※ iii、ivについては同一従業員のものを提出してください。

その他、必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

- ケ 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式E）
- コ 消費税の適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者としての登録を受けた又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であることを証する書類

## (2) 留意事項

申請書及び添付書類は別添の「指定管理者募集要項様式集」を参照してください。

- ① 正本はク・コを除き全て原本としてください。なお、副本はコピーを使用し

ても構いません。

- ② 登記事項証明書及び印鑑証明書は申請日から3カ月以内に発行されたものとしてください。
- ③ 管理業務収支計画書に記載する額は全て消費税を抜いてください。

### (3) 複数団体で応募する場合

#### ① 応募書類

- ア 上記の応募書類のほか、「共同提案の場合の構成団体の概要」（様式F）及び「共同事業体協定書及び委任状（様式G）」を提出してください。
- イ 「指定管理者指定申請書」（様式第1号）、指定管理者指定申請に係る誓約書（様式E）、「共同事業体協定書及び委任状（様式G）」の申請者の欄にはグループ名、代表団体の所在地及び名称、グループの代表者名を記入し、押印してください。
- ウ 委任状にはグループ名、代表団体、構成団体及び受任者の所在地、名称及び代表者名のほか、委任事項などを記載してください。
- エ 応募書類のうち申請資格を有していることを証する書類、申請団体の経営状況を説明する書類、就業規則及び給与規程等の写し及び「指定管理者指定申請に係る誓約書」（様式E）については構成団体ごとに提出してください。

#### ② 留意事項

- ア 提案件数は1グループにつき1提案とし、1つのグループの構成団体は他のグループの構成団体になるほか、単独で申請を行うことはできません。
- イ グループの構成団体は応募登録の申し込みをした者に限ります。

## 8 選定の基準

### (1) 審査及び選定に関する事項

#### ① 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたっては、手続条例に基づき選定委員会を設置し、応募書類等について審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。

#### ② 選定委員会の構成

選定委員会は次の者により構成します。

学識経験を有する者

指定管理施設の管理運営について専門的知識を有する者

市の職員

#### ③ 審査方法

第1次審査：応募書類の審査により、応募団体から上位3位以内を選定します。

第2次審査：第1次審査で選定された団体によるプレゼンテーションの審査を行い、第1次審査及び第2次審査との総合的な評価により、指定

管理者の候補者を第2順位まで選定します。

パソコン及びプロジェクター（提案者持込）は使用可能、配布資料は、事前に提出した施設事業計画書及び管理業務収支計画書の内容を超えない範囲であれば可とします。

なお、応募者数によっては、第1次審査及び第2次審査を同日に行う可能性があります。

④ 選定結果の通知

第一次審査の結果は、10月中旬を目処に全ての申請団体にお知らせします。その際、第2次審査の日時及び会場などをお知らせします。

⑤ 会議録の公開

審議会等の会議の公開に関する指針第8条第2項に基づき各回の会議終了後2週間以内に議事の要旨を公表するとともに、市により候補者が決定された後、門真市情報公開条例第6条に掲げる不開示情報を除いた会議録を市ホームページ及び情報コーナーで公表します。

(2) 評価項目

評価項目は以下のとおりとします。

| 選定基準 | 評価項目                 | 期待する事項                                    | 配点   |    |
|------|----------------------|---|--|----|
| 1    | 平等利用の確保              | 施設の設置目的や生涯スポーツの概念をよく理解し、施設の役割を十分に検討していること | 20   |    |
|      |                      | 施設を管理運営する際の方針等                            | コンプライアンスを遵守し安全安心な施設運営を心がけていること（過去3年間の重大な事故及び不祥事の有無並びにそれらへの対応等） | 10 |
|      |                      | 平等な利用を図るための具体的な手法                         | 公の施設として、利用者が平等に利用できるよう管理を行うこと                                  | 10 |
| 2    | 施設の効用を最大限に発揮させるための方策 | 利用者の増加を図るための具体的な手法                        | 将来に渡り利用者の増加が期待できる具体的な提案であること                                   | 10 |
|      |                      | サービスの向上を図るための具体的な手法                       | 新たなサービスの実施などにより、利用者の満足度を向上させること                                | 10 |
|      |                      | 市民の生涯スポーツの                                | 生涯スポーツの概念をふまえ、魅力的な自主事業を提案すること                                  | 20 |

|   |                  |                          |  |    |
|---|------------------|--------------------------|--|----|
|   |                  | 推進に寄与する事業の提案             |  |    |
| 3 | 管理経費の縮減          | 指定管理料の額                  | (最低価格／提案価格) × 配点<br>※小数点第一位以下切り捨て<br>※提案価格が0円の場合の配点は満点とする。 | 20 |
|   |                  | 指定管理料の縮減を図るための具体的方策      | 利用者の満足度を損なわないよう経費縮減を図ること                                   | 10 |
| 4 | 管理を安定して行う体制      | 人員配置及び外注計画などの組織体制        | 各業務において専門性の高い人員を配置するとともに、外注する業務においても的確に判断し指示できる人員を配置すること   | 10 |
|   |                  | 職員の雇用確保の方策と労働条件          | 公の施設としてふさわしい労働条件であること                                      | 10 |
|   |                  | 職員の指導育成、研修体制             | 職員のモチベーションや資質を継続的に高めるものであること                               | 10 |
|   |                  | 類似施設の管理運営に関する実績          | 十分な実績と信頼できるノウハウを有していること                                    | 10 |
|   |                  | 申請団体の経営状況                | 財務状況が健全であること   | 10 |
|   |                  | 施設・設備の維持管理及び改修・整備についての提案 | 老朽化した施設であることを踏まえ、的確な提案を行うこと                                | 10 |
|   |                  | 防犯、防災及び緊急時の取組み           | 実効性の高い取組みであること   | 10 |
| 5 | 準要その他市が必<br>認める基 | 社会的要請に応えた体制・活動内容         | 障がい者や高齢者等の雇用や地域の活性化に資するものであること<br>環境問題への取組みをしていること         | 20 |

## 9 指定管理者の責務

### (1) 個人情報の取り扱いについて

指定管理者には、門真市個人情報保護条例第10条及び手続条例第14条第2項の規定に基づき、当該施設の管理を通じて取得した個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じていただきます。

### (2) 情報公開への対応

① 手続条例第14条第3項の規定に基づき、当該施設の管理に関する業務に係る情報の提供、その他情報公開のために必要な措置を講じていただきます。指定管理者は、体育施設の管理運営に関して市があらかじめ指定する書類を当該施設に備え置き、一般の方が閲覧できるようにしてください。

② 市に提出する応募書類等（当該募集に係る応募書類のほか、第二次審査でのプレゼンテーションの内容を含む）は、情報公開請求の対象となります。

### (3) 管理関係法令及び労働関係法令の遵守

体育施設の管理に係る法令や業務に従事する者の労働に関する権利を保障するための法令を遵守してください。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、警備業法、電気事業法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法など）

### (4) 公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」または「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置をしていない場合は対応してください。

### (5) 人権研修の実施

業務に従事する者が人権について正しい認識を持つよう人権研修を行ってください。

### (6) 就職困難者の雇用及び障がい者法定雇用率の達成への取組み

障がい者、高齢者、ひとり家庭の就職困難者に対応した雇用を図ってください。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が達成されていない場合は、体育施設における雇用に誠実に履行するよう努めてください。

## **(7) 継続雇用への配慮**

雇用の安定化を図るために、職員等の採用にあたっては既存の職員の継続雇用ができる限り配慮してください。

## **(8) 責任及びリスクの分担**

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕は指定管理者の責任とします。修繕箇所が発生したら市と協議を行い対処するものとします。事故、火災等による施設の損傷、被災者に対する責任は事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限になるよう迅速かつ最善の対応を取るとともに、ただちに市に報告しなければならないものとします。なお、リスク分担については仕様書の「リスク分担表」を参照してください。

# **10 選定から引き継ぎまで**

## **(1) 議会の議決と指定管理者の指定**

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、門真市議会（以下「議会」という。）に候補者を指定管理者とする議案を提出し、議決を経たのち指定することになります。なお、議会の議決を得られなかった場合や否決された場合、候補者が本件に関して支出した経費は一切補償しません。

## **(2) 協定に関する事項**

指定管理者の候補者と市は、議会の議決及び告示を経て指定管理者の行う業務の範囲や内容などについて協議を行い、基本協定及び年度協定の締結を行うものとします。

## **(3) 管理運営の引継ぎ**

### **① 引継ぎの開始**

指定管理者の候補者は、議会による議決後、速やかに業務の引継ぎを開始していただきます。

### **② 引継ぎに要した経費**

業務の引継ぎに要した経費は全て指定管理者の候補者の負担とします。議会の議決を経るまでの間において、候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認める事由が生じたときは、指定管理者に指定しない場合があります。なお、この場合において候補者が準備のために支出した経費は一切補償しません。

## **(4) 指定の取り消し等**

### **① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合**

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、指定を取り消すことができるものとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

② 不可抗力等による場合

不可抗力等、市と指定管理者双方の責めに帰することのできない理由により事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について市と指定管理者が協議するものとします。その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、市はその指定を取り消すことができるものとします。なお、これにより指定管理者に損害が生じた場合にあっても、市はその賠償の責めを一切負わないこととします。

## 11 経費負担について

### (1) 指定管理料

指定管理料にかかる金額については、市と指定管理者が締結する協定において定めるものとします。

① 指定管理料の金額

指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費及び事業費（自主事業費は除く）などの全てを含むものとし、事故や自然災害、社会情勢における予期することのできない特別な事情による場合を除き原則として増額しませんので、事業計画、収支計画立案の際はご注意ください。金額については、各年度の債務負担行為の限度額以内となりますので、申請時の提案価格を下回る場合があります。なお、体育施設の管理運営に係る経費については仕様書の別紙2「収支報告書」を参照してください。

※利用料金は、令和7年度より、現在の料金の1.5倍となります。

利用料金については、指定管理者業務仕様書のP3、P4を参照してください。

② 支払方法

指定管理料は、各年度毎月分を翌月末日ごとに支払います。なお、支払い方法は口座振込とします。

### (2) 修繕

原則として修繕料は指定管理者の負担とします。ただし、大規模な修繕の必要が生じた場合は市が負担します。修繕については、市と指定管理者がその都度協議することとします。

### (3) 経年劣化に伴う施設の維持管理計画について

指定期間中に老朽化した設備の更新や大規模な修繕または工事を必要とする施設などを認めた場合は、改善計画を市に提案してください。

#### **(4) 保険の加入**

指定管理者は、利用者傷害保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

仕様書のP 9「10 業務関連の保険」を参照してください。

#### **(5) 施設の目的外使用許可の申請及び使用料の市への納付について**

体育施設内に自動販売機などを設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行い、行政財産使用料を納付していただきます。

#### **(6) 前受金の取り扱いについて**

前任の指定管理者がその指定期間に収受した利用料金のうち、その利用がこの募集に係る指定期間であるものについては事業の実態と符号させるため、市が前の指定管理者から返還を受け、新たな指定管理者の口座に振り込むものとします。また、指定期間満了後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する額を新たな指定管理者に引き継ぐため、指定期間終了後、市に返還してください。

### **12 その他留意事項**

#### **(1) 利用許可に関する不服申し立てがあった場合**

指定管理者が行った利用許可の決定に不服があり、法律に基づく不服申し立てがあった場合は、市が受け付けることとなります。

#### **(2) 指定管理者に対する指示等**

##### **① 指示及び指定の取消し等**

市は指定管理者に対して業務の内容や経理の状況に関して報告を求め、必要な事項を指示することができることとします。また、指定管理者が市の指示に従わない場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化しているなど施設の適正な管理に支障が生じる恐れがある場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

##### **② 事務に関する検査**

門真市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に関わる事務について市の監査に準じて検査を行うこととします。

#### **(3) 大規模な修繕工事等を行う場合**

- ① 現時点において、工事予定はありませんが施設が老朽化しているため、指定期間中に市が施設の休場を要する大規模な修繕工事を行う場合、予備調査・工事期間中における管理方法や指定管理料等は、門真市と別途協議することとなります。
- ② 留意すべき事項
  - ア 工事が実施される際は、必要に応じて市、教育委員会、その他行政機関または工事の受託業者などと業務の調整及び連絡を行ってください。また、工事によって利用者との調整の必要が生じた場合は、これを行ってください。
  - イ 工事の実施により駐車可能な台数が減少することが見込まれます。
  - ウ 工事の内容により、一定期間施設の利用が制限される場合があります。

#### (4) 各種税の取扱い

- ① 指定管理者として事業を行う上で、法人府民税、法人事業税又は法人市民税の申告・納付義務が生じる場合がありますので、それぞれの税務関係機関に確認の上、適切に対応してください。

(問い合わせ先)

法人府民税、法人事業税

…北河内府税事務所法人課税課

住所：大阪府枚方市大垣内町 2 丁目15- 1 北河内府民センタービル

電話：072-844-1331（代表）

法人市民税

…門真市役所総務部課税課市民税グループ

住所：大阪府門真市中町 1 - 1 門真市役所別館 2 階

電話：06-6902-5898（直通）

- ②消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和 5 年10 月 1 日から開始された消費税の適格請求書等（以下「インボイス制度」という。）に適正に対応してください。

- ③利用料金制度により指定管理者が利用料金を払い受ける場合は、指定管理者と利用者の消費税課税取引となることから、指定管理者が必要に応じてインボイスを交付する必要があります。